

概要版

双葉町復興まちづくり計画 (第三次)



令和4年6月
福島県 双葉町



1. 策定の趣旨(目的・位置づけ)

双葉町は、復興まちづくり計画（第一次）（平成25年6月策定。以下「第一次計画」という。）に基づき、避難されている町民の生活再建や、双葉町の復興の在り方に係る検討を進め、その後、復興まちづくり計画（第二次）（平成28年12月策定。以下「第二次計画」という。）や「双葉町特定復興再生拠点区域復興再生計画」（平成29年8月策定、9月内閣総理大臣の認定）を通じ、特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けて除染やインフラ復旧、生活環境整備等を進めてきました。

双葉町復興まちづくり計画（第三次）（以下「第三次計画」という。）は、これまでの復興まちづくり計画で掲げた双葉町の復興まちづくりの方針を踏襲しながら、特定復興再生拠点区域における避難指示解除以降の具体的な取組や施策、事業を示す計画となります。これに基づき、町として全力をあげて町民や地元事業者の町内への帰還を促進するとともに、双葉町に関心を持って頂いている方々や事業者の方々の移住、参入を積極的に支援してまいります。

2. 計画の構成と期間

第三次計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度の5年間とします。

【双葉町復興まちづくり計画(第三次)の構成】

- 第1章 双葉町復興まちづくり計画(第三次)の策定にあたって
- 第2章 帰還に向けたこれまで
- 第3章 双葉町復興まちづくりの戦略
- 第4章 避難指示解除後5年以内に行う分野別基本施策
- 第5章 避難指示解除後中長期的に行う取組
- 第6章 計画の実現に向けて
- 参考資料 復興まちづくり計画(第三次)の策定体制・策定過程

概要版は、双葉町復興まちづくり計画(第三次)の要点をまとめています。



3. 復興まちづくりの基本理念と基本目標

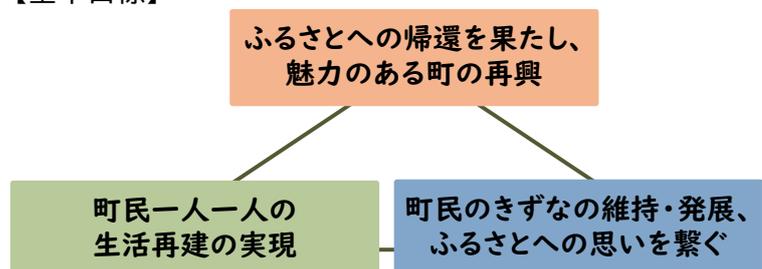
これまでの復興まちづくり計画を踏まえて、双葉町の復興まちづくりの「復興像」として、基本理念と基本目標、そして将来像を定めました。

第三次計画でもこの考え方を踏まえ、『“町民一人一人の復興”と“町の復興”を目指して』を基本理念とし、3つの基本目標の下で、双葉町の復興に向けて全力で取り組みます。

【基本理念】

～“町民一人一人の復興”と“町の復興”を目指して～

【基本目標】





1. 双葉町内の現状と福島第一原子力発電所関連の状況

(1) 双葉町内の現状

双葉町の総面積の約4.6%にあたる旧避難指示解除準備区域（浜野・両竹地区）及びJR双葉駅周辺等の一部区域は、令和2年3月4日に避難指示解除を実現しました。

特定復興再生拠点区域を除く帰還困難区域は、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還意向を個別に丁寧に把握し拠点区域外の避難指示解除の取り組みを進め、町として帰還困難区域全域の避難指示を解除するよう継続的に要望しています。

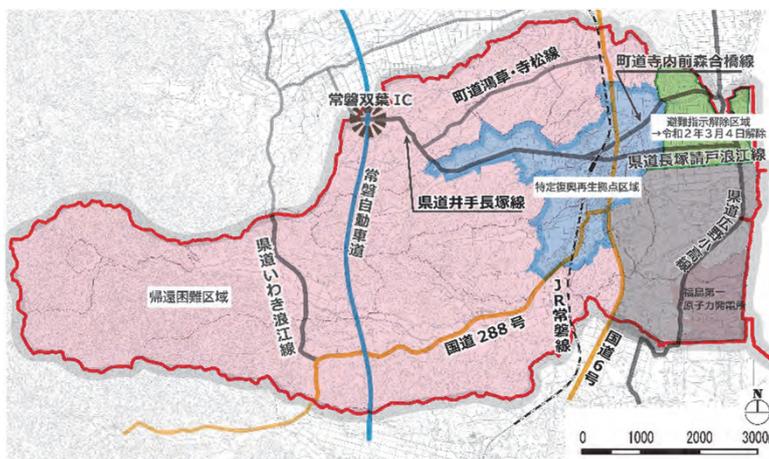


図 双葉町の避難指示区域

(2) 特定復興再生拠点区域内の空間線量率の変化

双葉町放射線量等検証委員会で検証した結果、特定復興再生拠点区域の避難指示解除にあたっては、放射線量は十分に低減していると判断されました。

住民の避難指示解除に伴う放射線被ばくへのリスクは、これまでの予備的な実績評価を踏まえると十分低いとの報告を受けています。

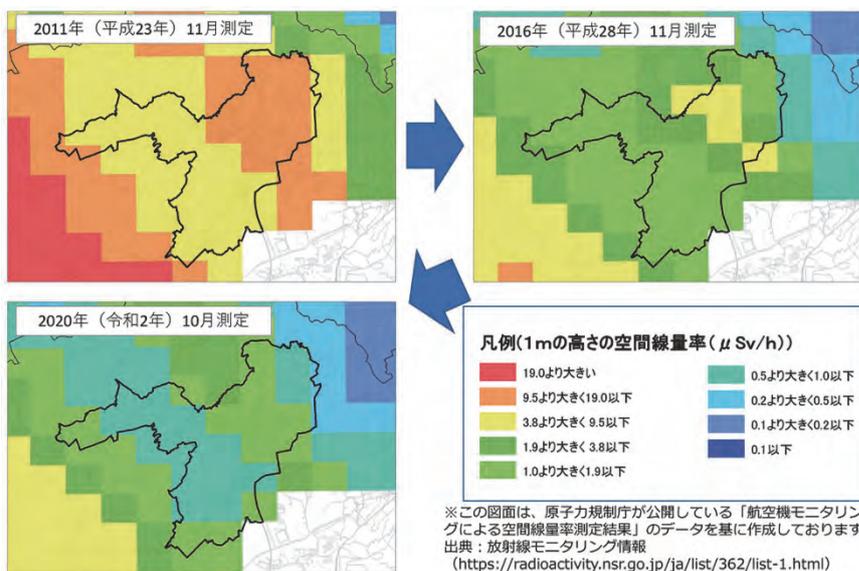


図 特定復興再生拠点区域の空間線量率の変化
(双葉町放射線量等検証委員会検証結果報告書(令和4年4月8日)より)

(3) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の状況

福島第一原子力発電所については、「福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づき、汚染水・処理水対策、使用済燃料プールからの燃料取り出し、燃料デブリ取り出し、廃棄物対策等の廃炉作業が進められております。

双葉町の復興及び双葉町への帰還を果たしていくため、廃炉の安全かつ着実な実施を国や東京電力ホールディングス株式会社に対して強く求めています。



(4) 中間貯蔵施設

中間貯蔵施設は、福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を最終処分までの間、安全かつ集中的に貯蔵する施設として、東京電力福島第一原子力発電所を取り囲む形で大熊町・双葉町に整備されています。



土壌貯蔵施設

令和3年度末に帰還困難区域由来を除く除去土壌等の搬入が概ね完了しました。



2. 国の動き

(1) 避難指示解除

令和2年3月4日に双葉町の避難指示解除準備区域及びJR双葉駅周辺等の一部区域に出されていた避難指示が解除されています。令和4年5月末現在、避難指示解除区域は約240ヘクタール（町の総面積の約4.6%）となっています。



原子力災害被災地域における国の中長期的な対応や特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除の方針、自治体への個別支援については、国からの次の方針等が示されています。

- 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(令和3年3月9日閣議決定)
- 特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方(令和3年8月31日政府の基本的方針として決定)



図 令和2年3月時点の状況(復興庁資料より)

■ JR双葉駅周辺の動き

第二次計画で“住む拠点”と位置付けられたJR双葉駅の周辺では、駅東側の駅前に双葉町役場仮設庁舎が令和4年8月末に開庁する予定です。

さらに、仮設庁舎に隣接する場所や双葉町体育館・公民館跡地への商業施設や駅西側への診療所の設置、駐在所の再開など、暮らしに必要な施設の整備が予定されています。

駅西住宅
●令和4年10月一部入居開始予定

診療所
●令和5年2月開所予定

長塚こ線橋
●令和7年度完成予定



双葉町役場仮設庁舎
●令和4年8月末開庁予定

旧三宮堂田中医院(洋館)
●令和5年度以降活用予定

図 JR双葉駅周辺の動き



1. 復興まちづくりの考え方

(1) 帰還直後に想定される状況

双葉町では働く拠点として中野地区を、住む拠点としてJR双葉駅の隣接地に駅西地区を整備してきました。

令和4年6月以降には、特定復興再生拠点区域全域の避難指示が解除される予定です。その一方で、帰還したいという町民の意向は令和3年度調査で約11%となっています。

帰還直後の状況として、居住人口が少ないこと、拠点区域内の建物等の除染・解体が進み、空き地が増えることが想定されます。

町ではこの状況を大変厳しいものと認識しており、限られた町内の資源（ヒト・マチ（ハード）・カネ）を工夫しながら活用し、持続可能な町の経営を行う必要があります。

(2) 復興まちづくりに対する町の想い

双葉町としては、避難先における継続的な生活支援を行いつつも、一人でも多くの町民や地元事業者の方々に帰還していただきたいと考えています。そして、新しい移住希望者や町外の民間事業者の参入が進むように、双葉町への帰還に向けた町内における生活環境の復旧・整備やコミュニティ形成、町内の住民と避難先にお住まいの方とのつながりの維持を全力で進めて参ります。

「復興まちづくりに対する町の想い」は次のとおりです。

- 町民、事業者に戻ってきていただき、一緒にまちづくりをしていきたい
- 双葉町に関心のある人も垣根なく一緒にまちを育んでいきたい
- 町の賑わいをもう一度取り戻したい
- 全町域で帰還できる環境づくりをしていきたい
- 持続可能な町にしていきたい



(3) 町の賑わいを取り戻すとは

JR双葉駅から国道6号までの通り、旧国道（町道新山・鴻草線）沿いの一帯は、古くからまちの賑わいのある場所でした。賑わいを取り戻すため、まずはJR双葉駅を中心とした賑わいづくり、基幹産業である農業の再生、町民も来訪者も楽しめる海沿いのアクティビティエリアの復活を進めたいと考えています。



ダルマ市の賑わい

復興まちづくりに関する主なご意見

これまでのご意見を整理すると、次のような内容が多く寄せられています。



- 病院や診療所があったほうが安心する
- 公共施設と町有地の活用や学校再開はどうなるのか
- 新たな分野の産業づくりを支援したり、新たな名所などを整備するのか
- きずなやつながりを継続してくれるのか
- 行政区などの自治活動はどうなるのか
- 災害に強いまちになるのか



2. 避難指示解除後の戦略

(1) 町内のエリアごとの戦略(令和4年度から令和8年度)

① 駅東エリア:賑わい再興プロジェクト

今後5年間の重点プロジェクトとして、駅東エリアの賑わい再興プロジェクトを実施します。今後、モデルエリアとして駅東エリアで整備を進め、公共施設や町有地などを活用しながら、順次周辺に拡大していきます。

具体的には、旧三宮堂田中医院（洋館）を新たな駅東エリアのシンボルとなる交流施設として改修するとともに、駅前広場と双葉厚生病院（休止中）を結んだ東西軸に、小規模な商業施設が建ち並ぶまちなみを整備して賑わいを生み出します。商業施設などの立地を踏まえ、旧国道沿いの沿道の再生や歩いて楽しめる空間整備を行い、帰還する町民の方々などが居住できる環境整備も併せて進めます。

ただし、商業施設などの立地は行政だけでは実現できませんので、町民や事業者、商工会、そして双葉町に関心のある方々と連携してこのプロジェクトを実現していきます。



図 駅東エリアの賑わいエリア(想定)

駅東エリアにおける「賑わい」イメージ

「住みやすい」、「働きやすい」まちをつくり、徐々に拡大させていきたい

ハード面、ソフト面を充実させ、人が歩き、集う環境をつくることで商業の売り上げや土地の利活用促進を期待し賑わいを生み出す

安全・安心で、景観にも配慮したまちなみを目指します



■ 段階的な賑わい展開イメージ

Step1 (役割分担: 公共主導)

避難指示解除後～
駅前メインストリート沿いの賑わいづくり

- ・居住人口 : 数百人(町全体)
- ・主な居住者: 帰還町民、町内就業者、
単身・夫婦



図 Step1の想定範囲

Step2 (役割分担: 公民連携)

3～4年後
駅周辺の面的な賑わいづくり

- ・居住人口 : 1,200人程度(町全体)
- ・主な居住者: 帰還町民、町内就業者・
移住者・単身・夫婦



図 Step2の想定範囲

Step3 (役割分担: 民間主導)

令和12年(2030年)頃～
駅東エリア全体の面的な賑わいづくり

- ・居住人口: 2,000人程度(町全体)
- ・主な居住者: 帰還町民、町内就業者、
移住者・単身・夫婦・ファミリー



図 Step3の想定範囲

② 営農エリア: 双葉町地域営農再開ビジョンの実現

令和3年度に改訂された双葉町地域営農再開ビジョンの実現に向け、各地区の農地保全管理組合を支援しながら農地の保全や地力回復に努めるほか、農業用水の確保のため基幹水路や用排水路の復旧を進め、令和7年度以降の営農再開を目標に取り組みます。

また、併せて地権者の賛同を得ながら農地整備（ほ場整備、基盤整備等）を進め、農業法人や新規就農者など担い手を確保しつつ、土地利用型作物や園芸作物、次世代施設園芸（水耕栽培や植物工場）の取組を進めます。



双葉町内での田植え

③ アクティビティエリア: 海沿いの屋外空間を活かしたアクティビティ環境の整備

かつて双葉海水浴場は環境省の快水浴場百選に選ばれるなど、県内外から観光客が訪れる場でした。

双葉町の復興のシンボルとして、海水浴場やキャンプ施設など屋外空間を活かしたアクティビティが楽しめる施設等の整備を検討し、賑わいが生まれる場の創出を目指します。



キャンプ場の入り口

町内のエリアごとの戦略図

- 特定復興再生拠点区域内の避難指示が解除された後は、帰還された町民や町内の事業者、双葉町に関心のある方々が住みやすく、新たに進出した企業が活動しやすい環境づくりに全力で取り組みます。
- まずは、駅を中心とした賑わいづくり、町の主要産業である農業の再開、海沿いのアクティビティの環境づくりを中心に取り組んでいきます。

駅西エリア
～良好な住宅地を形成するエリア～
●駅西地区の町営住宅の整備

上羽鳥地区
～農業再生のフロントランナー～
●先行的な営農再開（令和7年頃）

下羽鳥・長塚地区
～大規模経営による生業（なりわい）農業への展開～
●生産基盤の強化を推進

三字地区
～ふるさとの田園風景の再生～
●大区画化による作業効率の良い農地
●水田を畑地としても利用できる汎用性のある農地

中田地区
～先端農業への挑戦～
●先端技術を用いた水耕栽培、植物工場、最先端種苗産業化等を検討

下長塚地区
～多彩な農業振興エリア～
●大区画農地による農業生産の省力化・効率化や最新技術を取り入れた施設園芸や植物工場を検討

両竹地区
～高収益農業の経営モデルの実践地～
●浜風ほうれん草の栽培・出荷
●広域的な産地形成に向けた園芸品目栽培
●水稲による原風景の回復

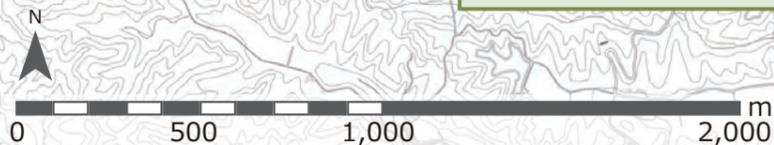
中野地区
～産業拠点～
●継続的な企業誘致

浜野地区・郡山地区
～屋外空間を活かしたアクティビティエリア～
●キャンプ施設や臨海レジャー施設の検討

駅東エリア
～商業を中心に賑わいを形成するエリア～
●双葉町役場仮設庁舎をはじめ、双葉町の中心部となるエリア
●駅東地区の賑わい創生とまちなみ形成支援

駅東エリアの景観イメージ

まちなか再生エリア
●住民主導でまちなみを形成するエリア
●住民・事業者・行政の協働で既存ストック・空閑地の有効活用を推進



(2) 政策目的ごとの戦略

① 公共施設・町有地の有効活用・機能向上プロジェクト

既存の公共施設や町有地を活用し、新たな公共機能を持たせることで、帰還される町民や新しくお住まいの方が安心できる公共サービスの充実を図るとともに、まちなみの保存に取り組みます。特に、JR双葉駅周辺の公共施設や町有地を重点的に有効活用していきます。



双葉町立双葉南小学校



双葉町立双葉北小学校

施設の状況、改修経費、全体的な機能配置などを踏まえ、総合的に検討してまいります。



双葉町立双葉中学校



町民グラウンド



駅コミュニティセンター



双葉町図書館

② 移住・定住プロジェクト

駅東エリアの賑わいを始め、双葉町の活気を取り戻すには、定住人口の増加が重要です。そのため、帰還を希望する町民や移住者・就業者が町内に居住しやすく、働きやすい環境や仕組みを整えます。

③ 福島国際研究教育機構の誘致

双葉町内に福島国際研究教育機構の立地を誘致し、福島県をはじめ東北の復興を実現するとともに、日本の科学技術力・産業競争力の強化をけん引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」の事業推進に国、県、関係機関等と連携し、積極的に取り組んでまいります。

④ きずなを深められる町内イベント・行事の開催

震災前は、各行政区ごとに分かれて優勝を争う町民体育祭が毎年開催されており、町民交流の場となっていました。

町民体育祭、盆踊り、ダルマ市などの町民のきずなを深められるイベントを双葉町内で実施できる環境を整備します。



町民体育祭での綱引き

⑤ 防災施設等の整備

東日本大震災や原発事故の教訓を生かし、被災者の受け入れや被災時に必要な物資の備蓄など、町民の安全・安心に寄与する施設を整備してまいります。

⑥ 町内における生活基盤づくりに必要な支援

現在、双葉町で取り組んでいる企業誘致やビジネス進出に関する補助金を拡充し、町内での事業再開支援や就業支援を継続的に実施します。

帰還町民の町内における生活基盤づくりや避難先に留まる町民の双葉町とのつながり維持のため、高速道路の無料化等の継続を国に強く要望していきます。





第4章 避難指示解除後5年以内に行う分野別基本施策

第3章で述べた、(1) 町内のエリアごとの戦略、(2) 政策目的ごとの戦略を含めた町内及び避難先における取組を5つの分野別基本施策として整理しました。これらの施策を今後5年間で集中的に実施していきます。

この施策は、帰還後の状況に応じて町民の皆さまのご意見を伺いながら拡充していきます。

なお、各分野の具体的な取組については、本体版に記載しています。

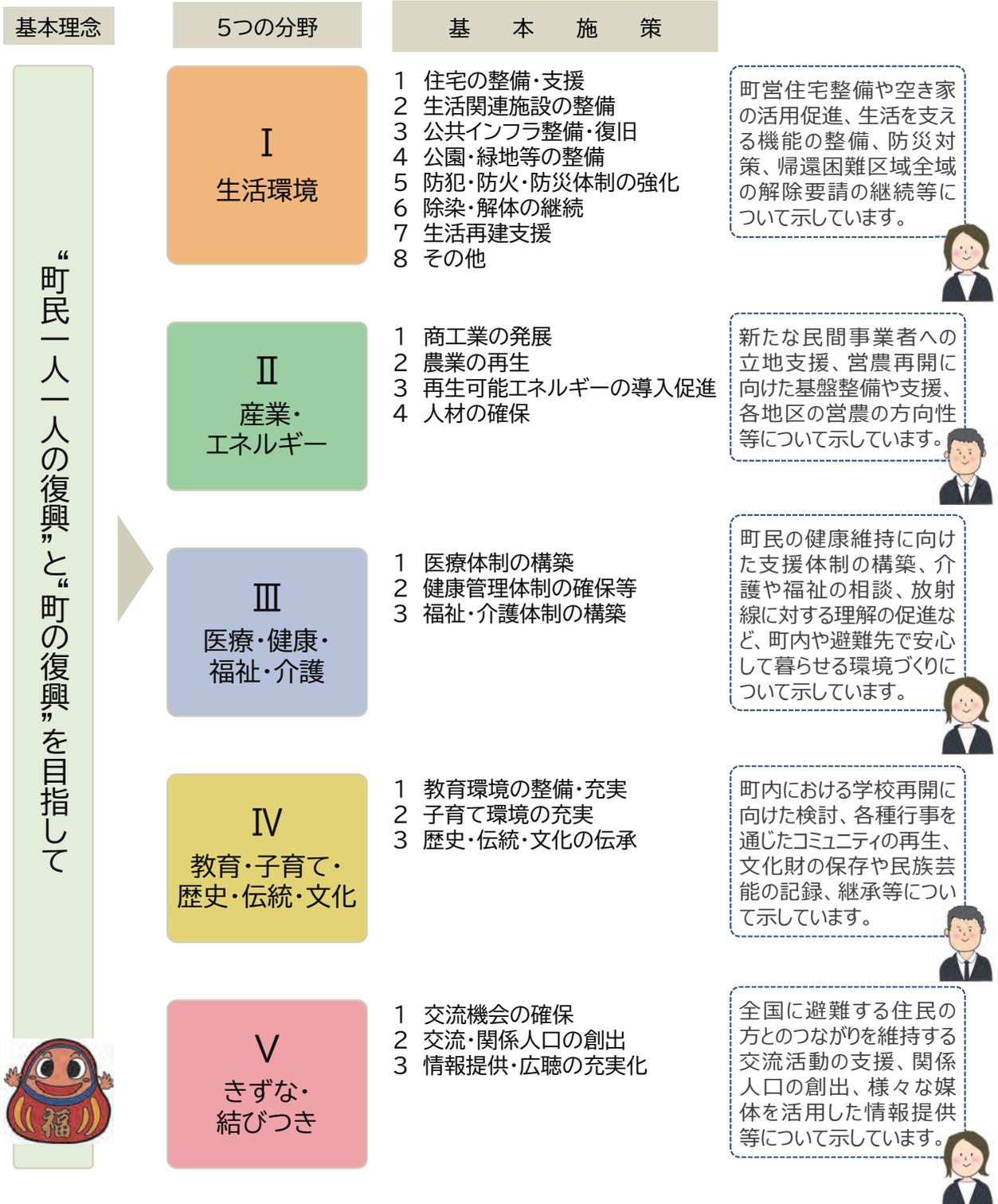


図 施策体系図

分野

I
生活環境



主な施策

施策1 住宅の整備・支援

- (1)住宅再生・支援
 - ◆空き家の活用促進
 - ◆長期の空き地状態の防止策
 - ◆町内住宅の整備
 - ◆帰還する町民への町営住宅の整備・入居者のサポート等
 - ◆移住・定住の促進
 - ◆住宅・土地取得に関する支援
 - ◆双葉町外の避難先への継続的な支援

(2)帰還困難区域における支援等

- ◆帰還困難区域の解除要請

町では、帰還困難区域全域の解除を引き続き国に要望していきます。



施策2 生活関連施設の整備

- ◆生活関連施設の整備

施策3 公共インフラ整備・復旧

- (1)道路の整備・復旧
 - ◆JR双葉駅周辺の道路整備の検討
 - ◆復興シンボル軸の整備
 - ◆利便性向上に向けた要望
- (2)公共交通の再開
 - ◆公共交通の再開・維持

施策4 公園・緑地等の整備

- ◆都市公園施設の減災対策・長寿命化等
- ◆海沿いの屋外空間を活かしたアクティビティ環境の整備

施策5 防犯・防火・防災体制の強化

(1)防犯・防火対策

- ◆駐在所との連携
- ◆防犯灯の管理
- ◆防火水槽等の管理
- ◆関係機関との連携

(2)防災対策

- ◆海岸・河川堤防の整備
- ◆海岸防災林の整備
- ◆野生鳥獣への対策
- ◆大規模自然災害時に備えた事前防災・減災に向けた取組
- ◆防災ヘリポートの整備

施策6 除染・解体の継続

- ◆国と連携した除染
- ◆国と連携した建物解体
- ◆倒壊建物の撤去・危険建物の応急修理・除却等
- ◆放射線量の正確な情報発信

施策7 生活再建支援

- ◆高速道路の無料化
- ◆被害実態に即した賠償の要請

生活環境を整備していくと同時に、関係人口の増加・町外からの移住・定住者の受け入れに結びつくような支援や取組を進めます。



分野

II
産業・エネルギー



主な施策

施策1 商工業の発展

- ◆新たな民間事業者への立地支援
- ◆事業再開等支援
- ◆立地企業・事業者のフォロー
- ◆税の特例制度周知

施策2 農業の再生

- ◆基盤整備
- ◆野菜の本格作付開始
- ◆営農再開等支援

営農再開に向けて必要な支援に引き続き取り組めます。

施策3 再生可能エネルギーの導入促進

- ◆脱炭素社会・循環型社会づくりの推進

施策4 人材の確保

- ◆人材確保・就業支援へのサポート



実証栽培の様子





施策1 医療体制の構築

- ◆医療体制の再開・強化
- ◆二次医療体制の再構築
- ◆救急医療体制の構築

施策2 健康管理体制の確保等

(1)健康管理体制

- ◆健康管理体制の長期的な確保と維持
- ◆検診体制の整備
- ◆放射線に対する不安軽減のための取組

(2)町民の健康維持に向けた支援体制の構築

- ◆関係機関と連携した個別訪問
- ◆サポート拠点の設置の検討・緊急通報システムの活用
- ◆心のケア支援の実施
- ◆健康教室等の介護予防等に向けた取組
- ◆趣味などのテーマ別の集いの企画等

施策3 福祉・介護体制の構築

- ◆福祉・介護体制の構築
- ◆広域連携
- ◆避難先自治体における介護サービスの確保



双葉町内において医療体制の再開・強化を目指します。



施策1 教育環境の整備・充実

(1)町内における教育施設等の整備

- ◆学校施設等の整備
- ◆産学連携施設の誘致

(2)双葉町立学校(いわき市錦町)における魅力ある教育の推進

- ◆町独自の教育方針・教育内容・地域教育の推進
- ◆学びを支援する環境整備・学習支援

(3)社会教育の推進

- ◆生涯学習事業の実施
- ◆スポーツ振興

施策2 子育て環境の充実

- ◆子育て支援

施策3 歴史・伝統・文化の伝承

(1)双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承

- ◆文化財・伝統文化等の保存・管理
- ◆学校教育との連携・伝統行事開催等の支援

(2)震災・事故の教訓と復興の過程の記録・発信・伝承

- ◆記録誌の編纂
- ◆震災・事故の経験や教訓・復興へのあゆみを発信
- ◆震災遺構整備



施策1 交流機会の確保

(1)交流活動への支援

- ◆交流組織の運営支援
- ◆コミュニティ活動への支援

(2)交流機会の維持

- ◆町民同士の交流機会の確保・ふるさとの結びつき維持

(3)交流拠点の確保・活用

- ◆交流拠点の確保・活用

施策2 交流・関係人口の創出

- ◆交流・関係人口の創出

施策3 情報提供・広聴の充実化

(1)情報提供の充実化

- ◆各媒体を活用した情報提供

(2)広聴の充実化

- ◆ソーシャルメディア等の活用による対話型広報
- ◆住民意向調査の継続



1. 双葉町を取り巻く中長期的な動き

福島第一原子力発電所は、30～40年後に廃炉が完了するよう作業が進められています。町としては、双葉町全体の復興を果たしていくため、廃炉の安全かつ着実な実施を国や東京電力ホールディングス株式会社に対して強く求めていきます。

中間貯蔵施設は、開始後30年以内に福島県外での最終処分を完了することが予定されています。町としては、完了するまでの間に必要な措置を講ずることを国に求めていきます。

令和3年8月に「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」が示されましたが、町としては、帰還困難区域全域の解除を目指し、継続的に国に要望をしていきます。

2. 中長期的な復興まちづくりの方向性

特定復興再生拠点区域内の避難指示が解除された数年後、双葉町内に帰還される方も増え、双葉町での生活が落ち着いてくることが想定されます。中長期的な方向性として、将来に向けて、インフラの維持管理の過大な増大を抑制するなど健全な財政運営に配慮しつつ、まちなかの更なる賑わいづくりや新たな産業おこし、3世代で安心して暮らせる生活環境づくりを進めていきます。

町内・避難先における基本方針

町では帰還困難区域全域の避難指示解除を目指します。

幼稚園・小中学校の整備を行い、子育て世帯の移住を促進します。

帰還後や移住後の生活環境の改善を目指します。



町内の賑わいを段階的に拡張するとともに、地域のエネルギーを活用した災害に強く、地域資源を活用した地域づくりを実践します。

帰還する・しないを問わず、「双葉町」とのつながりを深める環境を整えます。

避難先での生活の安定に向けて、受け入れ自治体との協力・連携を維持し、引き続き総合的な支援を行います。

行政、住民、地域・近隣の関係機関が連携し、地域で助け合いながら暮らすきずなづくりを支援します。



3世代で安心して暮らせる生活環境づくりを進めていきます。





第6章 計画の実現に向けて

復興まちづくりを進めるにあたり、全国的な社会課題や環境変化に向き合うとともに、双葉町が抱える地域課題についても、町民や関係機関等とより一層連携し、対応していく必要があります。計画の実現にあたり、こうした視点を常に持ちながら本計画で掲げた取組を推進していきます。

1. 関係者の連携による計画の推進と進捗管理

第三次計画の実実施計画を策定し、事業主体や工程の明確化を行うとともに、計画の進捗管理を適切に行います。

(1) 関係者との連携による計画の推進

- 町民が復興まちづくりに参加できる体制の維持
- 若い世代の復興まちづくりへの参画推進
- 帰還した方、これから帰還しようとする方、双葉町に興味を持っている方で、事業を始めたい方との連携及び町民活動の支援

(2) 進捗管理

- PDCAサイクルを踏まえた重点施策集の策定と随時見直し
- 各施策の進捗状況の情報発信と分析・改善



図 PDCAサイクル(イメージ)

2. 連携・協働

(1) 国・県・周辺市町村との連携・協働

① 国・県との連携・協働

- 復興を加速させる各種構想や計画に関する復興庁や県関係部局と連携
- 制度拡充や規制緩和等及び、人材確保や長期的な財政支援の要請
- 長期にわたる継続的な支援について、国に要望

② 周辺市町村との連携・協働

- 様々な事例を学び、連携による効果的な復興まちづくりの推進
- 広域的な事務の実施やサービスの提供等による復興の更なる加速
- 避難先自治体との連携と、避難されている町民への継続的な支援

(2) 町民との協働・民間活力の積極的活用

- 町民の想いに根差したこの計画の実現に向け、町民やこれまで町内に住んでいた方、移住された方、町内に生業を持つ方、双葉町に関心のある方などと連携・協働し、計画を推進
- コミュニティ形成を担う人材の確保・育成を推進
- 学識者・専門家・民間企業との協力支援体制の構築・維持

3. 検討の見直しについて

第三次計画では、今後5年間で町が取り組む施策を取りまとめました。今後も各種会議やイベント等を通じて双葉町に関心のある町民や事業者の皆さま、復興まちづくりに関わる方々と連携して双葉町の将来を共に考えながら、まちづくりを粘り強く推進いたします。

帰還後のまちづくりが始まり、町内のまちづくりの進捗や社会状況の変化を踏まえて、策定期間にとらわれず柔軟に計画の見直しを行います。





ずっと、ふるさと。
双葉町。

双葉町復興まちづくり計画（第三次）

発行年月：令和4年6月

福島県 双葉町

〒974-8212

福島県いわき市東田町二丁目 19-4

電話：0246-84-5200（代表） FAX:0246-84-5212